

(参 考)

農林漁業セーフティネット資金利子補給事業実施要領

[平成 20 年 12 月 2 日付け 20 林政企第 73 号 林野庁長官通知]
最終改正 平成 21 年 3 月 31 日 20 林政企第 135 号

第 1 事業の種類

林業・木材産業等振興対策事業実施要綱（平成 17 年 3 月 23 日付け 16 林政経第 161 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の別表の事業の種類欄の 1 の事業内容欄の 4 に基づく農林漁業セーフティネット資金利子補給事業の実施については、農林漁業セーフティネット資金利子補給事業補助金交付要綱（平成 20 年 12 月 2 日付け 20 林政企第 72 号農林水産事務次官依命通知、以下「交付要綱」という。）に定める事項のほか、この要領に定めるところによるものとする。

第 2 事業内容

実施要綱の別表の事業の種類欄の 1 の事業内容欄の 4 の農林漁業セーフティネット資金利子補給事業を行うに当たっては、次のとおりとする。

1 審査委員会の設置

- (1) 補助事業者は、利子補給の審査を行うため、審査委員会を設置するものとする。
- (2) 審査委員会の構成及び運営等は、次のとおりとする。
 - ア 審査委員会は、委員長一名及び委員若干名で構成するものとする。
 - イ 補助事業者は、林業経営について知見を有する学識経験者及び関係団体のうちから、委員を委嘱するものとする。
 - ウ 補助事業者は、イの委員の委嘱を行う場合には、あらかじめ林野庁長官に協議するものとする。
 - エ 補助事業者は、審査委員会の委員の中から審査委員会の委員長を指名するものとする。
 - オ 委員長は、審査委員会を主宰するものとする。
 - カ 審査委員会の運営事務は、補助事業者が行うものとする。

2 利子補給の要件

補助事業者は、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあつては沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。）が融通する農林漁業セーフティネット資金（農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日 18 経営第 7581 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 の (3) の①から⑧までに該当するもの又は農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日府沖振第 192 号内閣府沖縄振興局長通知）第 2 の 1 の (3) の①から⑧までに該当するものに限る。）の借受けに当たって利子補給を希望する者（以下「借受者」という。）が、次の要件を全て満たす場合に、その利子の全部又は一部について利子補給を行う。

- (1) 借受者が、少なくとも約定償還期間中は事業活動を継続することが確実であつて、かつ、規約等により適正な事業運営が行われると認められること

- (2) 借受者が、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項の認定を受けた者であること
- (3) 借受者が、省エネルギー技術・設備の導入等コスト低減に取り組んでいること又は今後取り組もうとしていること

3 利子補給の申請

借受者は、補助事業者が別に定めるところにより、2の(1)及び(3)に関する書類を添付した利子補給申請書を提出するものとする。

4 利子補給の決定

補助事業者は、借受者より、3による利子補給の申請があったときは、1の審査委員会の審査を経て、利子補給を決定するものとする。

5 (以下省略)